平成２２年（フ）第９５８号
千葉県松戸市新作1020番地　カサーレアルボ107号
債務者　駒水　章平
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地12棟308号
債務者　福田　義弘
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１４号
千葉県流山市大字西深井589番地の５
債務者　高埜めぐみ
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３号
千葉県松戸市小金原６丁目７番地　小金原団地３棟207号
債務者　棚井　和紀
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目10番10号
債務者　樋口さえ子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３５号
千葉県松戸市松戸新田533番地の２　コーポヤガワ201号
債務者　牛久　厚子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３７号
千葉県柏市柏290番地７　柏ガーデンヒルズ1104号
債務者　菅原　智子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４１号
千葉県柏市松ケ崎1050番地の１　ハイツ柏410号
債務者　村山　啓子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４４号
千葉県野田市木間ケ瀬844番地14
債務者　前田　征子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４８号
千葉県松戸市栗ケ沢820番地の53
債務者　三浦十志子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６号
山口県山口市小郡下郷240―18　215号室、住民票上の住所岡山県笠岡市神島5300番地38
債務者　秀　　裕枝
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２２６号
山口県下松市大字河内2962番地７
債務者　原田　哲哉
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１２９９号
北九州市八幡西区光明１丁目５番２―305号
債務者　清水　亮介
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３９２号
北九州市小倉北区砂津２丁目６番21―702号
債務者　有澤　広美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１７号
北九州市門司区東門司１丁目17番15号
債務者　堀口　郁男
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０５９号
北九州市小倉南区横代南町２丁目２番13号
債務者　畠中　勇造
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６４号
青森県東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田141番地６
債務者　小野真智子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　青森地方裁判所民事部破産係